

## 税制適格退職年金から中小企業退職金共済への資産移行に 関して、移行上限額が4月よ り実質上撤廃されます。

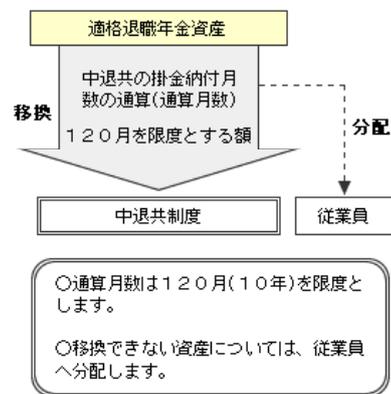
昨年6月の年金改正においては企業年金の取扱いについても大きな改正点がありました。税制適格退職年金（以下、「適年」という）の廃止に伴い、その資産の移行先として中小企業退職金共済（以下、「中退共」という）が有力な移行先候補として注目されてきました。事実、適年の廃止が決定されて約3年が経過しましたが、約5,000社が適年の資産の移行先として中退共を選択しています。まだ資産の移行を終了していない企業が5万社以上はあると言われてはいますが、その中には中退共への移行上限額が障壁となり対応を決めかねていた企業も相当数存在すると言われています。今回の移行上限額の撤廃は適年資産の中退共シフトがより進むものとなり予想されます。適年の完全廃止まで残り7年となりましたが、実質的には団塊の世代が定年ラッシュを迎えるまでのここ2年間に於いて移行のピークに達すると言われてはいます。山口県内における中退共への移行申出状況は平成16年12月末現在で46社となっています。

### ●移行上限額の撤廃の考え方

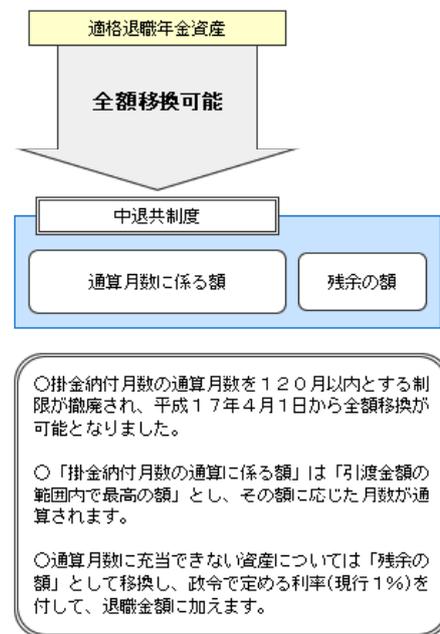
掛金納付月数の通算月数を120月以内とする制限が撤廃され、平成17年4月1日から適年資産の全額移行が可能となりました。ただし、適年における加入月数を上回ることはできません。改正前までは適年の加入月数が180月であつても120月で頭打ちされていたのが、改正後においては適年の加入月数一杯の180月が中退共へ移行できます。しかしながら、通

算月数の上限の撤廃措置だけでは充当できない資産が発生することがあります。これについては「残余の額」として移行し、政令で定める利率（現行1%）を付して、中退共からの退職金額に加えることとなります。要するに残余の額に關しては利率1%の定期預金で運用し、退職時まで預かるということです。

(現行)



(改正後) 平成17年4月～



### ●資産移行の留意点

適年の資産移行額は、各人によって違ってきます。移行額の計算は、通算月数×掛金額によって求められます。中退共の特徴として長期勤続者を優遇してはいますので、通算月数を重視した方が一般的には有利ですが、移行後の外部積立の受け皿と考えたときには、一考の余地があります。多くのケースでは退職金制度の内払いと思われ、退職金規定との整合性を考える必要があります。適年の資産移行と同時に自社の退職金制度も見直す機会と捉えたら如何でしょうか。